

ないかくふほんぶしょかんじぎょうぶんや
内閣府本府所管事業分野における障 害を理由とする差別の解 消の推進に關す
たいおうししん かいていあん かん いけんぼしゅう けつか
る対応指針（改定案）に関する意見募集の結果について

れ い わ ね ん が つ にち
令 和 5 年 9 月 29 日
ないかくふせいさくとうかつかん せいさくちょうせいたんとう つき
内閣府政策統括官（政策調整担当）付
しょうがいしゃ せ さ く たんとう
障 害 者 施 策 担 当

ないかくふ
内閣府においては、「内閣府本府所管事業分野における障 害を理由とする
さべつ かいしょう すいしん かん たいおうししん かいていあん こうひょう ひろ こくみん みなさま
差別の解 消の推進に關する対応指針（改定案）」を公表し、広く国民の皆様か
ごいけん ぼしゅう
ら御意見を募集いたしました。

ていしゅつ ごいけん い か がいよう
提出された御意見について、以下のとおり概要をまとめましたので、お知らせ
いたします。

じっしほうほう
1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和5年7月6日（木）～令和5年8月4日（金）
(2) 意見提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送、FAX及
でんし
び電子メール

ごいけんそうすう
2. 御意見総数

けん
14件

ごいけん がいようおよ たい かんが かた
3. 御意見の概要及びそれに対する 考 え方

べっし
別紙のとおり

ごいけん しゅし ないよう こうりょ うえ てきぎようやくまた しょうりやく
※御意見は、その趣旨や内容を考慮の上、適宜要約又は省 略をしています
(したがって、別紙の項目数と上記御意見総数は一致しません。)

こうふ せこうび
4. 公布・施行日

こうふ べ れいわ ねん がつ にち よてい
公布日：令和5年9月29日（予定）

せこう べ れいわ ねん がつ にち
施行日：令和6年4月1日

（別紙）「内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）」に対する意見募集の結果について		
ばんごう 番号	ごいけん ごいよう 御意見の概要	ごいけん たい かんが かた 御意見に対する考え方
だい 第 1 しゅし 趣旨		
1	『法の対象は障害者手帳の所持者に限られない』との記載は助かる。 グレーゾーンで困難を抱えている方もおり、今後も『困りごと』を抱えた方が合理的な配慮を受けられるようにしてほしい。 さまざまな当事者の方の意見を取り入れるよう、応援している。	賛同の御意見として受け止めます。いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
だい 第 2 しょうがい りゆう 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方		
2	今回の改正案において、「事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる」、「性別や年齢等にも考慮しつつ」という記載を加えたほか、「障害のある女性」にも言及していることについて評価する。 また、「合理的配慮の提供義務違反に該当する例」として、「何かあったら困る」、「特別扱いはできない」という理由で対応を断るのを明記したのは、改正案のなかで最も良い点であり、合理的配慮の法律的根拠について確立する一歩となるのでは、と評価している。 「合理的配慮の提供拒否」も「不当な差別的取扱い」とするように踏み込んだ記述もしてほしい。	不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において基本的な考え方が整理・記述されており、これに即して定めることとされている本対応指針においても同様の記述としております。 いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
だい 第 3 じぎょうしゃ 事業者における相談体制の整備		
だい 第 4 じぎょうしゃ 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備		
3	相談及び研修・啓発について、次の記述と事例のいずれかを加える。 （記述） ・女性からの相談は女性が受ける窓口態勢をとる。 ・女性の接遇は女性がすることを基本とする。 ・従事者の研修において、障害に加えて女性であることによる経験や課題について当事者から学ぶことを、必修プログラムに組み入れて実施し、業務や啓発に反映する。 （事例） ・月経時のことについて相談窓口に詳しく話さなければならない場面があつて、担当者は男性ばかりだったので話しづらかった。 ・女性に対する暴力の相談にたずさわる担当者の研修に、毎回、「障害のある女性と複合差別」を設けて、それぞれ障害の異なる複数の女性を講師として招き、全員で意見交換を行っている。 ・災害の防止や救援にかかわる担当者の必修研修に、災害時の障害のある女性ゆえの経験をテーマに、地元で課題に取り組んでいる障害のある女性を講師に招き、意見交換し、業務に反映させている。 ・ガイドヘルパー予約の際に「買い物のガイドだから男性のガイドヘルパーでもいいですか？」と対応されがち。女性として同性のガイドヘルパーを希望する。“排泄や入浴などの介助ではないから男性でもいいでしょう”という見方から転換して、合理的配慮として認識してほしい。	「第 3 事業者における相談体制の整備」においては、相談時に性別、年齢、状態等に配慮することが望ましい旨、「第 4 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備」においても、性別や年齢等にも配慮しながら適切に対応することが重要である旨を記載しております。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	教育・研修・啓発について、次の記述及びいずれかの事例を加える。 （記述） ・包括的性教育の実施に取り組む。 （事例） ・特別支援学校で、他人と距離をとるように指導された。 ・妊娠を望んでいなかったが、交際相手が避妊をせず、性行為をした。そのことに対して「抵抗もせず、何も言わなかった」ため、同意しているとみなされ、妊娠を回避できなかった。 ・妊娠の自覚があつたが、医療機関に行つて受診することができず、周囲に相談することもできなかった。	本対応指針は内閣府の所管事業分野についての対応指針であり、御意見の内容については、本対応指針の対象外の事項であると考えます。

ばんごう 番号	ごいけん　がいよう 御意見の概要	ごいけん　たい　　かんが　かた 御意見に対する考え方
5	つき　きじゅつおよ　じれい　　くわ 次の記述及び事例のいずれかを加える。 　　きじゅつ （記述） ・あらゆる^{そうだん　せつぐう　さいしよ}相談や接遇の最初に、本人の^{ほんにん　きぼう　き}希望を聞きとり、それを^{そんちよう}尊重するルールをもつ。あらゆる^{へんけん　はい}偏見を廃して、本人の話をよく聞くことから始める。 ・^{しょうがいふくし}障害福祉サービスの^{ていきよう　あ}提供に当たっては、利用者の^{りようしや　いこう　ふ}意向を踏まえ、本人の^{ほんにん　い　し　はん}意思に反した^{いせいかいじよ　おこな}異性介助が行われることがないよう^{とりくみ　すす}取組を進める。 　　じれい （事例） ・^{にゅういんさき　にちじようてき　いせいかいじよ　おこな}入院先で日常的に異性介助が行われている。^{じよせい　にゅうよく　はいせつ　やきんじ　かいじよ}女性の入浴や排泄や夜勤時の介助は女性の従事者にして欲しいと希望を出しても、^{たいおう}対応されなかった。 ・被害について、^{けいさつ　はな　め　み　く　かがいしや}警察に話したが、目が見えないのに加害者についてわかるはずがない、^{ちてきしょうがい　たし　はなし　みかた　じぶん　はなししん}知的障害があるから確かな話ではない、などの見方をされ、自分の話を信じてもらえなかったことがある。 ・^{しょうがい}障害があるので^{にんしん　しゅっさん　こそだ　たいへん}妊娠や出産や子育ては大変だと、^{く　かえ　い}繰り返し言われてきたので、^{むり}無理なかなと思ってきた。 ・^{しょうがい}障害がなかったころは^{せつきよくてき　う　い}積極的に産むように言われていた。^{しょうがい}障害をもつようになってから妊娠したときには、^{にんしん　ちゅうぜつ　すす}中絶を勧められた。 ・^{りようしや　あ　にんしん　かのうせい}グループホームにて利用者がカップルで暮らすに当たって、妊娠の可能性があると^{りゆう　しせつがわ　ふにんしよち　すす　けっか}理由から、施設側が不妊処置を勧め、結果として、^{りようしや　ふにんしよち　せんたく}利用者が不妊処置を選択した。 ・^{くるまいす　たちば　こそだ　ふくし　まどぐち　そうだん　しょうがい　ほ}車椅子ユーザーの立場で、子育てについて福祉の窓口^{しょうがい　ほ}に相談した。障害のない^{ごしや　どうよう　いつしよ　こうえんとう　い　ねが　りかい　がいしゅつじ　いくじしえん　え}保護者と同様にこどもと一緒に公園等に行きたいという願いが理解されず、外出時の育児支援はいまだに得られていない。	だい 「第　２　(1)合理的配慮^{ごうりてきはいりよ　きほんてき　かんが　かた}の基本的な考え方」において、^{しょうがいしやほんにん　い}障害者本人の意思を尊重しつつ、^{けんせつてきたいわ　つう　そうごりかい　ふか　さまざま　たいおうさく}建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を^{じゅうなん　けんとう}柔軟に検討していくことについて^{しめ}示されています。 いただいた御意見については、^{ごいけん　こんご　さんこう}今後の参考とさせていただきます。
べつし (別紙)	しょうがい　りゆう　　ふとう　　さべつてきとりあつか　　ごうりてきはいりよとう　　れい 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例	
6	こうきよう　　きかん　　こうつうきかんとう　　とう　　しょうがい　　いちじる　　にちじようせいかつ　　せいげん 公共の機関（交通機関等）等で障害によって著しく日常生活が制限されることのないよう、また^{じぎょうしやがわ　しゅかん　しょうがい　かたがた　にちじようせいかつ　けんじようしや　くら}事業者側の主観によって、障害のある方々の日常生活が健常者と比べ^{ふとう　せいげん}不当に制限されることのないよう、^{たいおうししん　めいかく　も　こ　かいげん}対応指針に明確に盛り込んで改善してほしい。	ほんたいおうししん　　ないかくふ　　しょかんじぎょうぶんや　　たいおうししん　　ごいけん 本対応指針は内閣府の所管事業分野^{ほんたいおうししん　　ないかくふ　　しょかんじぎょうぶんや　　たいおうししん}についての対応指針であり、御意見の内容については、^{ないよう　ほんたいおうししん　　たいしょうがい　　じこう　　かんが}本対応指針の対象外の事項であると考えます。
7	ぜんこく 全国のテーマパークのアトラクション^{りよう}利用において、「サービス^{ていきよう　きよひ　およ}提供の拒否」及び「^{しょうがいしや　もの　たい　　ふ　　じょうけん}障害者でない者に対しては付さない条件」をテーマパークの社内規定として^{しやないきてい　　きせい}規制している。このような^{さべつ　お}差別が起こらないように、^{ぐたいてき　さべつれい　れつきよ}具体的な差別例として、列挙すべき。 　　おお　　ぐたいいい　　れつきよ　　だれ　　わ　　ないよう 多くの具体例を列挙するなど、誰もが分かりやすい内容にしていきたい。 　　ほう　　いはん　　さべつ　　しょう　　ばあい　　たいおう　　めいき また、法に違反して差別が生じた場合の対応について明記すべき。	ほんたいおうししん　　ないかくふ　　しょかんじぎょうぶんや　　たいおうししん 本対応指針は内閣府の所管事業分野^{ほんたいおうししん　　ないかくふ　　しょかんじぎょうぶんや　　たいおうししん}についての対応指針であり、テーマパークについては、その^{じぎょうぶんや　　しょかん　　しゅむだいじん　　さくせい　　たいおうし}事業分野を所管する主務大臣が作成する対応指針において^{たいおうとう　　しめ}対応等が示されることとなります。 　　ほんししん　　だい　　りゅういてん　　じぎょうしや　　ほう　　ほん　　とり なお、本指針では、「第１４　留意点」において「事業者が法に反した^{あつか　　く　　かえ　　じしゅてき　　かいげん　　きたい　　こんなん　　ばあい}取扱いを繰り返す、自主的な改善を期待することが困難である場合など、^{とく　　ひつよう　　みと　　ほうだい　　じょう　　きてい　　じぎょうしや　　たい}特に必要があると認めるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、^{ほうこく　　もと　　また　　じよげん　　しどう　　も　　かんこく}報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。」と記載しております。

